

はじめに

今年度も「東京都立橘高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針」に基づき、学校、家庭、地域及び関係機関や団体等と連携して、いじめの防止のための対策等に真摯に取り組んでまいります。本校におけるいじめ問題の未然防止、早期発見及び早期対応の一層の推進に御理解御協力ください。

東京都立橋高等学校全日制課程いじめ防止基本方針

平成26年9月30日

校長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

そこで本校では、次の基本的な考え方を実現し、いじめのない学校をつくるために、「都立橋高等学校全日制課程学校いじめ防止基本方針」を策定します。

- (1) いじめは、絶対に許しません。
- (2) いじめを見て見ぬふりも許しません。

2 学校及び教職員の責務

いじめのない学校をつくるために、学校全体による組織的な取り組みだけでなく、保護者及び地域社会との連携を図り、いじめの防止と早期発見に取り組む。

なお、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速に対処し、再発防止に努める。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 橋高等学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめのない学校をつくるために、学校全体の組織として本委員会を設置し、いじめの防止と早期発見及び対策に取り組む。

イ 所掌事項

- いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成、実行、検証、修正を行う
- いじめに関する相談、通報への対応及び情報収集に取り組む
- いじめ事案への対応検討を行う
- いじめ事案の報告を行う

ウ 会議

原則として、年3回の開催とする。また必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

橋高等学校いじめ対策委員会は、次の者を構成員とする。

校長、副校長、生活指導部主任、生活指導部員から1名、各学年生活指導担当、スクールカウンセラー、カウンセリング委員から1名（兼任可）、その他 校長が必要と認める者を任命する。

(2) 橋高等学校サポートチーム

ア 設置の目的

橋高等学校サポートチームは、生徒の問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を進めるために設置する。

イ 所掌事項

- 生徒の問題行動に関する情報交換及び情報提供
- 生徒の問題行動に対する対応及び連携

○生徒の問題行動の未然防止

ウ 会議

原則として、年2回の開催とする。また必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

橘高等学校サポートチームは、次の者を構成員とする。

校長、副校長、主幹教諭、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、PTA会長、警察署職員、その他校長が必要と認める者。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 「いじめは絶対に許さない」という学校の意識を生徒及び保護者に機会ある毎に周知をする。

イ お互いの人格を尊重する態度を養う心を育てる教育の推進による、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。

ウ 校内研修の充実等による教職員の資質の向上を図る。

エ 生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む）防止のための啓発活動の推進をする。

オ 家庭訪問や学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力を図る。

(2) 早期発見のための取組

ア 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握に取組む。

イ 生徒がいじめを訴えやすい体制の整備として、保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制の整備に取組む。

ウ 教職員全体によるいじめに関する情報の共有化に取組む。

(3) 早期対応のための取組

ア いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織対応を行う。

イ いじめられた生徒や、いじめを知らせてきた児童・生徒の安全の確保に取組む。

ウ いじめられた生徒が、落ち着いて教育を受けられる環境の確保に取組む。

エ 教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた生徒への指導を行う。

オ いじめを見ていた生徒が、自分の問題として捉えられるようにする指導を行う。

カ 保護者への支援・助言に取組む。

キ 保護者会の開催などによる保護者との情報共有に取組む。

ク 関係機関や専門家等との相談・連携に取組む。

ケ いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案については、警察との相談を行う。

(4) インターネット上のいじめの対応

ア 関係機関と協力して、特定生徒への誹謗・中傷等の情報を収集する。

イ 生徒への情報モラル教育の充実を図る。

ウ インターネットや携帯電話等の利用に関して、家庭でのルールをつくるように生徒及び保護者への啓発活動に取組む。

(5) 重大事態への対処

重大事態とは、いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や長期間に渡り学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合のことをいう。

- ア いじめられた生徒の安全の確保。
- イ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保。
- ウ 関係機関や専門家等との相談・連携
- エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携。

5 教職員研修計画

- (1) 年に3回以上のいじめ防止研修を行う。
 - ・橘高等学校いじめ対策委員会の報告等
 - ・橘高等学校サポートチームの報告等
 - ・生活指導案件の周知及び情報の共有化等

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 担任やスクールカウンセラー、生活指導部、副校長が対応している、保護者が相談できる窓口の周知を行う。
- (2) 橘高等学校いじめ対策委員会が中心となり、保護者会でいじめ防止に関する啓発活動に取り組む。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 橘高等学校サポートチームとの連携や情報交換等により、いじめの未然防止策に取り組む。
- (2) 地域組織、特に警察との連携の在り方（通報等）について検討する。
- (3) 外部人材を活用して、いじめ防止や人権に関する講話の実施を行う。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

いじめを隠ぺいせず、いじめの実態把握及びいじめへの対応を適切に実施するため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に本校の取組みを評価し、改善を図る。

- (1) いじめの早期発見に関する取組みについて
- (2) いじめの再発防止に関する取組みについて

以上